

障害者福祉施設の皆様へ

～農福連携マッチングへの参加にあたり御理解いただきたいこと～

1 農福連携マッチングの仕組みについて

(1) 事前登録

とちぎセルフセンターから送付される、農業者の作業依頼書の情報提供を希望する場合は、事前に登録が必要です。まずはとちぎセルフセンターまでお問い合わせください。

なお、本事業は栃木県がとちぎセルフセンターに委託して行うものです。とちぎセルフセンターの会員以外も参加することができます。

(2) 農作業受託の申出

とちぎセルフセンターから送付される、農業者の作業依頼書を御確認いただき、請負を希望する場合は、指定された期日までに農作業受託申出書（※）に必要事項を記載し、とちぎセルフセンターに提出してください。

※様式は、登録後にとちぎセルフセンターから送付されます。

※作業を全て請け負えなくても部分的に可能であったり、条件等を一部修正すれば請負可能である場合は、農業者と調整できることもありますので、とちぎセルフセンターにお問い合わせください。

(3) 事前打ち合わせ

とちぎセルフセンターが、農業者との事前打合せの日程調整を行います。

事前打合せは、とちぎセルフセンター立ち会いの下、農業者の自宅や作業場等で実施し、作業内容・作業日程・工賃等を相談します。

※作業時間は、農業者との相談が基本ですが、施設の運営時間や移動時間等を考慮し、調整しています。

(4) 契約

契約は、農業者と障害者福祉施設（以下「施設」）との契約となります。

事前打ち合わせだけで作業内容等を決定することが困難な場合は、双方の合意に基づく施設の利用者による短時間（短期間）の試行作業の状況を確認した上で、契約内容を決定します。

契約書に関しては、決定した契約内容に基づき、とちぎセルフセンターが案を作成し、農業者及び施設双方に御確認いただきます。

(5) 保険の加入

万が一の作業中のケガや事故に備え、それらに対応した保険への加入をお願いします。

(6) 作業の実施

「施設外就労」を基本としますので、作業の際は施設職員の同行が必要となります。

利用者への指導は施設の職員自らが行いますので、施設の職員の方は、作業内容を事前に理解しておく必要があります。

(7) 工賃の支払い

作業日ごとに作業報告書に必要事項を記載していただき、とちぎセルフセンターに送付してください。

とちぎセルフセンターが契約書に基づき工賃を計算し、農業者及び施設双方が確認した上で、農業者が工賃をお支払いします。

2 農福マッチングにおける障害者福祉施設の心得

(1) 意思決定を迅速に

依頼する農業者には、すぐにでも人手を必要としたい方もいらっしゃいます。

- 農福マッチングのシステムを円滑に進めるため、作業受託の可否や、契約内容の調整等の意思決定を迅速に行うなど、指定された締切りを守りましょう。

(2) 利用者の特性の伝達

作業前に、作業に携わる施設の利用者それぞれの特性を農業者にお伝え下さい。

- 特に作業初日は農業者も緊張します。少しでもリラックスして作業に望めるよう、事前に伝えましょう。

(3) 職員の意識

施設の利用者への作業の指導は、施設の職員が行うものであるとの意識を十分に持って臨んで下さい。

- 事前に農業者から作業内容を確認するとともに、施設の職員が作業を体験しましょう。
- 作業時、施設の職員の方は、利用者の指導及びサポートに注力し、作業状況を常に確認できるようにしましょう。

(4) コミュニケーション

農業者と積極的にコミュニケーションを取ることも重要です。

- 心地よい人間関係、現場の雰囲気づくりが、施設の利用者の作業へのモチベーションアップにもつながります。
- 施設の利用者と農業者を交え、休憩時に会話するなど、積極的にコミュニケーションを取りましょう。

(5) その他

不安なこと、聞いておきたいこと、農業者に対して直接言いにくいこと等がありましたら、随時とちぎセルフセンターにお問い合わせください。